

住まいのサポートガイド

各サポートメニューの詳細な内容については、担当課へお問い合わせください。



1 耐震補強を考えている方への支援

問 建築指導課 (027-898-6752)

1 木造住宅耐震診断者派遣事業

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震診断を無料で行います。

診断者の交通費はお支払いください。

◇診断料：無料（診断者の交通費1,000円は申請者負担）

2 木造住宅耐震改修費補助事業

上記の耐震診断で耐震性が不足と判断された場合、耐震改修工事及び耐震シェルター設置費用の一部を補助します。（補助を受けるには一定の要件があります。）

◇補助額

耐震改修工事：工事の費用の4/5（上限100万円）

耐震シェルター設置：本体費用の2/3（上限30万円）

2 バリアフリーを考えている方へ

1 介護保険住宅改修^{※1}

在宅の要介護者・要支援者が、手すりの取付けや段差の解消などの住宅改修を行った場合に介護保険で改修費用を支給します。

◇自己負担額：住宅改修費用の1～3割（補助対象となる工事費用は20万円まで）

◇問い合わせ：介護保険課（027-898-6157）

※1 要介護・要支援者に限ります（認定申請中を含む）。担当の介護支援専門員への事前相談が必要です。

2 重度身体障害者(児)日常生活用具給付等事業^{※2}

重度身体障害者(児)及び難病患者の移動等を円滑にするために行う小規模な住宅改修工事費用の一部を補助します。

◇自己負担額：市民税所得割の額に応じて、住宅改修費用の0～3割を自己負担（補助対象となる工事費用は全体の20万円まで）

◇問い合わせ：障害福祉課（027-220-5711）

※2 身障手帳及び障害状態（難病患者）の要件や所得要件があります。障害福祉課への事前相談が必要です。

3 重度身体障害者(児)住宅改造費補助^{※3}

重度身体障害者(児)がいる世帯が、玄関、台所、浴室、便所などを改造するための費用の一部を補助します。

◇補助：住宅改造費用の5/6の額（上限50万円）

◇問い合わせ：障害福祉課（027-220-5711）

※3 身障手帳の要件や所得要件があります。障害福祉課への事前相談が必要です。

3 新エネ・省エネ機器を活用したい方へ

問 環境森林課 (027-898-6292)

1 新エネルギー・省エネルギー機器設置費助成事業※4

家庭における地球温暖化対策及び新エネ・省エネの普及促進を図るため、下記対象機器の設置費用の一部を助成します。

- ◇対象：自ら現に居住している住宅に対象となる機器を設置した方
- ◇対象機器と助成額

| 対象機器 | 助成額 |
|-------------------|-----------------------------------|
| ①燃料電池コージェネレーション | 30,000円 |
| ②定置用リチウムイオン蓄電池※4 | 蓄電容量1kWhあたり10,000円 (上限50,000円) |
| ③V2H (電気自動車充給電設備) | 50,000円 |

※4 定置用リチウムイオン蓄電池の助成額は千円未満の額を切捨てとします。

4 合併処理浄化槽・下水道の補助

1 合併処理浄化槽設置整備費補助事業※5

公共下水道等の整備予定のない区域で、申請者が単独処理浄化槽等を撤去処分して、居住するための住宅に合併処理浄化槽を設置する場合、浄化槽設置工事費の一部を補助します。

- ◇補助額
 - 《建替・増築の場合》5人槽：15万円以内、7人槽：17万円以内、10人槽：20万円以内
 - 《転換の場合》5人槽：62万円以内、7人槽：66万円以内、10人槽：75万円以内
- ◇問い合わせ：下水道整備課 (027-898-3074)

※5 補助の条件が変更になる場合がありますので、必ず工事着工前に問合せてください。

2 公共下水道接続促進補助金、公共下水道接続奨励制度※6

公共下水道区域内で、既存のし尿浄化槽又は汲み取り便所を廃止して、公共下水道に接続するための工事の費用の一部を補助します (3年以内に接続する場合)。

- また、接続工事に対する融資制度もあります。
- ◇補助額：非課税世帯で供用開始告示 3年以内：3万円以内、1年以内：5万円以内
- ◇融資：100万円以内 (融資期間4年以内)
- ◇問い合わせ：下水道整備課 (027-898-3075)

※6 補助、融資ともに条件がありますので必ず工事着工前に問合せてください。

3 農業集落排水処理施設接続奨励制度

農業集落排水処理区域内で、既存のし尿浄化槽又は汲み取り便所を廃止して、農業集落排水に接続するための接続工事の費用の一部を融資します。

- ◇融資額：100万円以内 (融資期間4年以内)
- ◇問い合わせ：農村整備課 (027-898-6714)

5 生垣を作りたい方へ

1 前橋市生垣づくり奨励金交付事業※7

道路に面した部分に生垣づくりをする際の施工費用 (樹木購入費・樹木植え手間・支柱設置) の一部を補助します。

- ◇補助：生垣施工費用に相当する額の2/3 (上限8万円)
- 既存の囲障に替えて生垣を植栽する場合の加算 (上限6万円)
- ◇問い合わせ：公園緑地課 (027-898-6845)

※7 補助には条件がありますので必ず工事着工前に問合せてください。

6 道路後退で奨励金を交付

1 生活道路後退用地整備事業

建築基準法第42条第2項の規定による道路後退部分の用地を市に寄付することで、整備や奨励金の交付等を行います。また、市との使用貸借により、整備を受けることもできます。

◇奨励金額：寄付する後退部分の面積によります（区域により1万5千円～13万円）

◇問い合わせ：建築指導課（027-898-6752）

7 主な税金の減額等

1 固定資産税

（1）既存住宅

現在お住まいの住宅（既に建っている住宅）に耐震改修・バリアフリー改修・省エネ改修を行い、一定の要件を満たすと固定資産税が減額されます。工事完了後、3か月以内に申告してください。※8

（2）新築住宅

住宅を新築された場合、一定の要件を満たすと最初の3年間※9（長期優良住宅の場合は、5年間）固定資産税が減額されます。※8

◇問い合わせ：資産税課（027-898-6218）

2 所得税

（1）（特定増改築等）住宅借入金等特別控除※10

住宅ローン等でマイホームの新築、購入、増改築等※11や特定増改築等（バリアフリー改修工事・省エネ改修工事・耐久性向上改修工事・多世帯同居改修工事等）をしたとき。※10

（2）住宅特定改修特別税額控除・住宅耐震改修特別控除・認定住宅新築等特別税額控除

住宅ローン等を利用しないで、特定増改築等、耐震改修工事または、認定住宅の新築等をしたとき。※10

◇問い合わせ：前橋税務署（027-224-4371・自動音声案内）
または、お近くの税務署

※8 減額の内容など詳細は事前にお問い合わせください。

※9 3階以上の中高層耐火住宅の場合は、2年延長されず。（長期優良住宅も同様です。）

※10 控除を受けるには一定の要件があります。詳細はお問い合わせください。

※11 所得税から控除しきれない額は個人住民税から控除されます（限度額あり）。

8 空き家を利活用したい方への支援

問 建築住宅課 空家利活用センター (027-898-6081)

※次の1～4の事業を申請する場合は、事前に空家利活用センターへご相談ください。

1 空き家をリフォームしたい方へ(活用支援事業)

空き家を住居として活用するために行う改修工事費用の一部を補助します。※12

- ◇補助率：工事費用の1/3以内（上限100万円、1,000円未満切捨て）
- ◇加算：転入者、子育て世帯、居住誘導区域への加算措置があります。（工事費用の1/3以内）

2 近居・同居で空き家を活用する方へ(二世帯近居・同居住宅支援事業)

親もしくは子と近居（直線距離が概ね1km以内）または新たに同居するために、親族が所有する空き家または取得した空き家を解体して、跡地に住宅を新築する工事に係る費用の一部を補助します。

- ◇補助率：工事費用の1/3以内（上限80万円、1,000円未満切捨て）
- ◇加算：転入者、子育て世帯、居住誘導区域への加算措置があります。（工事費用の1/3以内）

3 古い空き家を解体したい方へ(老朽空き家対策事業)

昭和56年5月31日以前に建築された空き家の解体工事に係る費用の一部を補助します。

- ◇補助率：工事費用の1/3以内（上限20万円、1,000円未満切捨て）
- ◇加算：解体後の跡地を駐車場として整備した場合や、住宅等を建築した場合、加算措置があります。（工事費用の1/3以内）

4 空き家の残置物を処分したい方へ(空き家バンク利用促進事業)

空き家バンクに登録後、契約が成立となった空き家の家財道具等の処分に係る費用を補助します。

- ◇補助率：対象費用全額（上限10万円、1,000円未満切り捨て）
- ◇補助対象者：空き家の所有者（※契約成立の相手方が補助対象者の配偶者または3親等以内の親族でないこと）。

※12 地域のコミュニティスペースなどの「まちづくりの活動拠点」として活用するために行う改修工事に対する補助もあります。詳細はお問い合わせください。

※注意1 左記1～4の各補助事業は受付期間内の申請が必要です。詳細はお問い合わせください。

※注意2 他の補助制度と重複すると、補助が受けられない場合があります。詳細はお問い合わせください。

ご注意ください！ 市は、電話や訪問によるリフォームの委託・勧誘は一切行っておりません。



◇その他、前橋市の全般的な補助金情報などが掲載されているページはこちらから

掲載場所：ホーム>Menu>行政情報>行財政>財政>補助金情報等

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/gyosei/2/5/2/index.html>



◇前橋市の子育て支援などが掲載されているページはこちらから

掲載場所：ホーム>Menu>子育て・教育>子育て>補助・支援

https://www.city.maebashi.gunma.jp/kosodate_kyoiku/2/6/index.html